

# 令和8年度精神保健福祉士実習指導者講習会開催要項

主催：公立大学法人青森県立保健大学

後援：青森県精神保健福祉士協会

協力：公益社団法人日本精神保健福祉士協会

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

下記のとおり、令和8年度精神保健福祉士実習指導者講習会を開催しますので、ご案内いたします。  
本講習会は、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会として、あらかじめ厚生労働大臣に届け出たものです。

## 日程・会場・定員・内容

|                                                                                                 |                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 程                                                                                             | 令和8年10月22日（木）～10月23日（金）                                                                  |
| 会 場                                                                                             | 対面での実施となります。<br>青森県立保健大学 教育研究C棟2階 N講義室1<br>住所：〒030-8505 青森市大字浜館字間瀬 58-1 TEL:017-765-4085 |
| 定 員                                                                                             | 20 名                                                                                     |
| 精神保健福祉士を対象とした2日間の研修<br>(ソーシャルワーク実習指導概論、現場実習マネジメント論、実習スーパービジョン論、<br>実習指導方法論－総論、実習指導方法論－各論の5科目構成) |                                                                                          |

## 研修プログラム

### 【1日目】10月22日（木）

|             |                                    |
|-------------|------------------------------------|
| 8:45～9:00   | オリエンテーション・開講式                      |
| 9:00～11:00  | <u>ソーシャルワーク実習指導概論（講義1時間、演習1時間）</u> |
| 11:00～11:10 | 休憩                                 |
| 11:10～12:40 | <u>現場実習マネジメント論（講義1.5時間）</u>        |
| 12:40～13:30 | 休憩（昼食）                             |
| 13:30～14:30 | <u>現場実習マネジメント論（演習1時間）</u>          |
| 14:30～14:40 | 休憩                                 |
| 14:40～17:10 | <u>実習スーパービジョン論（講義2.5時間）</u>        |
| 17:10～17:20 | 休憩                                 |
| 17:20～18:20 | <u>実習スーパービジョン論（演習1時間）</u>          |

### 【2日目】10月23日（金）

|             |                            |
|-------------|----------------------------|
| 9:00～11:00  | <u>実習指導方法論－総論（講義2時間）</u>   |
| 11:00～11:10 | 休憩                         |
| 11:10～12:10 | <u>実習指導方法論－総論（演習1時間）</u>   |
| 12:10～13:00 | 休憩（昼食）                     |
| 13:00～14:30 | <u>実習指導方法論－各論（講義1.5時間）</u> |
| 14:30～14:40 | 休憩                         |
| 14:40～16:40 | <u>実習指導方法論－各論（演習2時間）</u>   |
| 16:40～16:45 | 休憩                         |
| 16:45～17:00 | 閉講式・修了証授与                  |

## 申込方法等

### 1 受講対象者・資格（次の①及び②の要件をすべて満たす方）

- ①精神保健福祉士（登録証を所持していること）の資格をお持ちで、原則、資格取得後の相談援助実務経験が3年以上の方。
- ②今後、精神保健福祉援助実習の指導を担当する予定のある方。  
※精神保健福祉士をお持ちで実務経験が3年に満たない方でも本講習会を受講いただくことは可能です。ただし、実際に指導に当たるためには実務経験が3年必要です。

### 2 受講料

無料

※別途、テキスト代 1,650 円（税込）が必要です。

支払い方法等につきましては、受講決定後にお知らせいたします。

### 3 申込方法

- ①下記の URL 又は QR コードから実習指導者講習会受講申込フォームにアクセスし、お申し込みください。

【申込 URL】 <https://forms.office.com/r/3VqJ1ASeJJ>



- ②「精神保健福祉士登録証」を PDF 形式で保存し、メールに添付して、[kenshu@ms.auhw.ac.jp](mailto:kenshu@ms.auhw.ac.jp) 宛に申込受付期間内必着で提出してください。

メールでの提出が難しい場合は、申込後に表示される画面から申込内容を印刷し、「精神保健福祉士登録証」の写しとともに、実習指導者講習会事務担当宛に申込受付期間内必着で郵送してください。

なお、精神保健福祉士登録証に記載された氏名と申込者の氏名が異なる場合は、氏名変更の手続きを行い、申込フォームの備考欄に「氏名変更申請中」と記載してください。修了証は、変更後の精神保健福祉士登録証に記載される氏名と同一の氏名で作成します。変更後の精神保健福祉士登録証は、発行後、速やかに提出してください。

- ③お申し込みは先着順ではありません。申込受付期間終了後、受講者を決定します。
- ④受講定員を超えた場合は、本学における実習指導との関わり、精神保健福祉士資格取得年等を考慮して、勤務先が青森県内の保健、医療、福祉その他の関係機関、施設及び事業所である方を優先して受講者を決定します。

### 4 申込受付期限

令和8年10月9日(金)まで【必着】

申込受付期限を過ぎてのお申込みは受け付けられませんので、必ず上記期限までにお申込みください。

### 5 受講可否の通知

受講の可否は令和8年10月16日を目途にメールでご連絡します。併せて、キャンセルの取扱い及びテキストの購入方法等についてご案内します。

### 6 申込上のご注意

- ①入力内容は、修了証の作成及び厚生労働省に提出する修了者名簿等に使用しますので、誤りがない

よう入力してください。

- ②申込完了後に表示される画面の右上にある「…」のメニューを開き、「回答の印刷」を選択して申込内容を印刷してください。印刷したものは、申込内容の控えとして保管してください。  
操作方法につきましては、別紙を参照してください。

## 7 修了の認定

- ①研修終了後、修了証を交付します。実習指導者の登録には修了証が必要となります。  
②すべてのプログラムへの出席が必要です。遅刻・早退・欠席がある場合や、受講態度が著しく悪い場合には、修了とならない場合があります。  
③本講習会を修了した方の名簿は、厚生労働省に提出します。また、精神保健福祉士実習指導者講習会開催連携事業に係る契約に基づき、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟にも提供します。

## 8 精神保健福祉援助実習へのご協力

本研修の修了者には、本学の精神保健福祉援助実習における実習生の受入れについて、積極的なご協力をお願いいたします。

## 9 その他

研修資料等は、必要に応じて、登録されたメールアドレス宛に PDF 形式等で送付します。

### 【参考】実習指導者の要件（実習指導者講習会の受講要件ではありません）

精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成 23 年 8 月 5 日文部科学省・厚生労働省令第 3 号）（抜粋）

第一条第 10 項 実習指導者（実習施設等においてソーシャルワーク実習を指導する者をいう。以下同じ。）は、精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に三年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者でなければならない。

#### 【講習会の内容に関するお問合せ】

青森県立保健大学  
社会福祉学科 小山 陽香  
E-mail h\_oyama2@ms.auhw.ac.jp

#### 【申込手続等に関するお問合せ】

青森県立保健大学  
キャリア開発・研究推進課  
実習指導者講習会事務担当 前田 輝和  
住 所 〒030-8505 青森市大字浜館字間瀬 58-1  
電 話 017-765-4085  
E-mail kenshu@ms.auhw.ac.jp